

旭川市子どもの健全育成支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、旭川市と関係機関等との連携のもと、生活困窮者等の子どもに対して、子どもの健全育成を図るための支援を行い、生活困窮者等の子どもたちの社会的自立を助長し、貧困の連鎖を防止することを目的とする子どもの健全育成支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「生活困窮者等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び就学援助の認定を受けている世帯の世帯員をいう。

2 この要領において「地区担当員」とは、被保護者を担当する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第2号の現業を行う所員をいう。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、旭川市内に居住する生活困窮者等（生活保護世帯にあつては、旭川市が実施責任を負う世帯）の中学生であつて、市長が支援を必要と認めるものとする。
また、支援対象者の兄弟が小学校高学年の場合も対象者とする。

2 市長は、支援を受けている者が支援対象者に該当しなくなった場合において、引き続き支援が必要と認めるときは、支援対象者としてすることができる。

(実施主体及び事業受託者)

第4条 本事業の実施主体は旭川市とし、本事業の全部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等（以下「事業受託者」という。）に委託して実施する。

(支援内容)

第5条 本事業の支援は、次の各号に掲げるもののほか、支援対象者・その保護者に支援対象者の生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行うこと、支援対象者の進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、支援対象者及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うこととする。

(1) 拠点型支援

市内に複数か所、支援対象者の社会的な居場所としての学習の場を設け、週に1～2回学習会を開催し、基礎的な学力の養成を図るとともに、支援対象者が社会とのつながりを持ち、自分の居場所を実感できるような支援を行う。

（２）訪問型支援

訪問型支援が必要と認められた支援対象者に対し、家庭訪問により基礎的な学力の養成を図るとともに、世帯の生活状況を把握し、育成環境改善に向け学校等関係機関などと連携を図り、拠点型支援に合流することを目指す。

（３）合宿・体験型支援

拠点型及び訪問型支援に参加している支援対象者に対し、多様な体験活動として、合宿等による他者とのふれあいや協同作業等の場を設け協調性や自主性を養成するとともに、職業体験等によって将来の進路や職業選択の意識の高揚を図るなど、学習意欲の喚起及び生活力の向上に繋がる支援を行う。

（支援期間）

第６条 本事業における支援は、原則として事業を開始した年度の３月３１日をもって終了する。

（支援決定の方法）

第７条 本事業による支援の決定は、次の手続により行うものとする。

- （１）本事業による支援を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、実施主体に参加申込書兼同意書（様式第１号）を提出する。
- （２）実施主体は参加希望者が生活困窮者等に該当するか確認し、該当しない場合は参加希望者にその旨を伝え、生活保護又は就学援助の申請を勧奨し、該当確認後に次号以降の手続を進める。
- （３）事業受託者は参加希望者と面談を行い、参加希望者が支援に同意した場合、実施主体は支援を決定し、支援対象者とする。
- （４）実施主体は支援対象者に支援決定通知書（様式第２号）を送付する。

（報告）

第８条 実施主体は支援対象者に対する支援状況等について、随時事業受託者から報告を受け、支援対象者に関する情報を共有する。

- ２ 地区担当員が事業受託者から報告を受けた場合、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知）第１２－１－（２）アにおける「個別支援プログラムを実施する関係機関等の連絡」とみなす。
- ３ 事業受託者は、支援期間終了後に、支援対象者ごとの支援実績（支援経過及び効果等）を文書により実施主体に報告する。

(守秘義務)

第9条 事業受託者は、対象者のプライバシーに配慮し運営を行うとともに、対象者について知り得た情報については、守秘義務を遵守する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、旭川市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。